

由利本荘市全国高等学校選手権大会等出場補助金交付要綱

平成 23 年 12 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 3 月 31 日

改正 令和 4 年 3 月 31 日

改正 令和 6 年 3 月 29 日

改正 令和 8 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、秋田県又は東北地区を代表し、全国高等学校選手権大会等に出場する市内の高等学校に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助することにより、市民の心身の健全な発達、競技スポーツの振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、市内の高等学校のチームに所属する市民で、次条の大会に選手、監督、コーチ等として、大会要項に基づく参加登録がなされる者とする。

(補助対象大会)

第 3 条 補助対象とする大会は、次のとおりとする。ただし、県内で開催されるものを除く。

- (1) 全国高等学校選手権大会等
- (2) 国民スポーツ大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、補助対象大会へ出場するために必要な参加料、交通費、宿泊費および用具費等とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は 1 人につき次の額とし、交付回数は年度 1 回とする。ただし、予算の範囲内において、当該年度中に第 3 条各号に掲げる異なる全国大会へ出場

する場合に限り、追加して交付することができる。

10,000円

ただし、東北地方で開催の場合は5,000円

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）の定めるところによる。

(補助事業の期間)

第7条 補助事業の期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。